

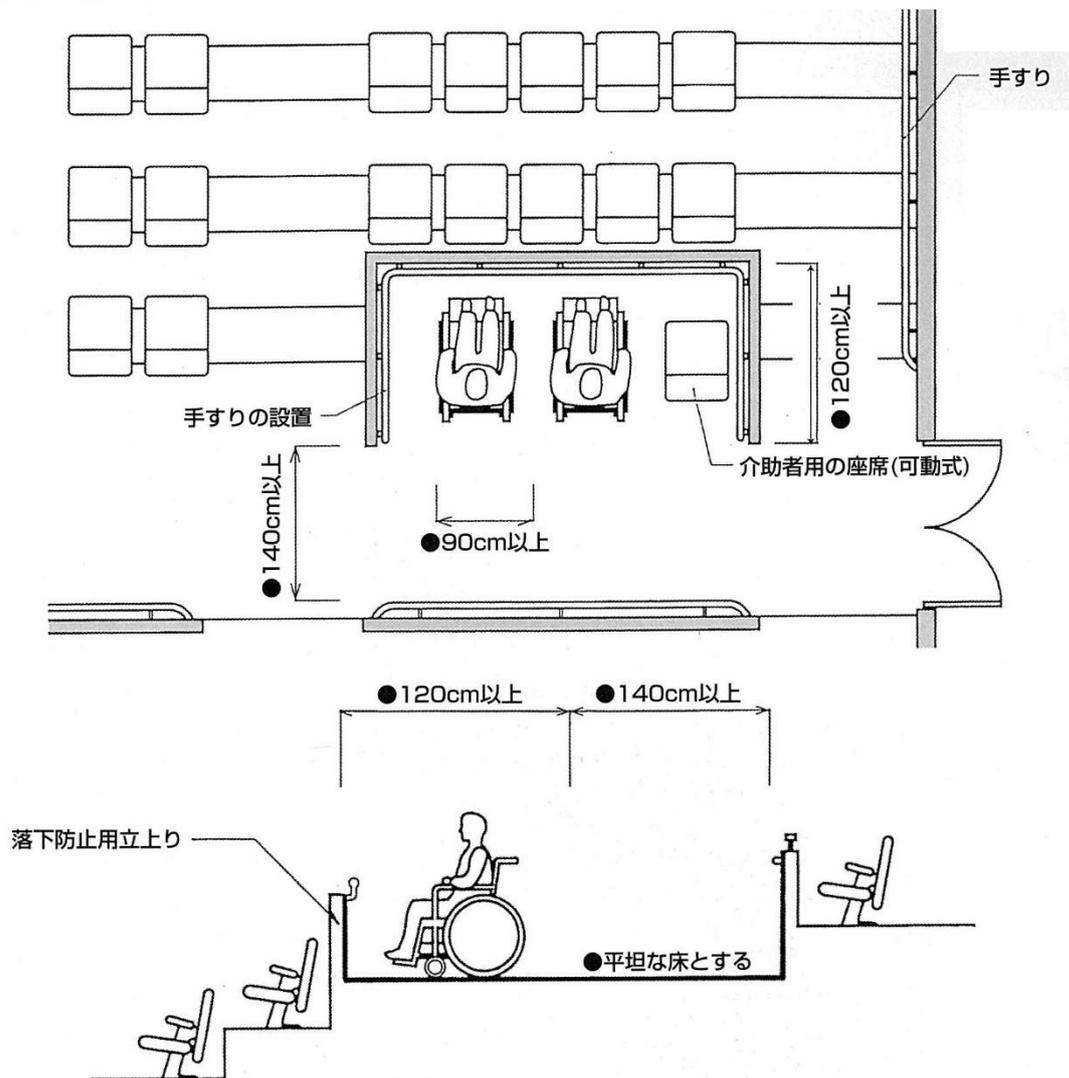
(14)観覧席及び客室（以下「観覧席等」という。）（規則別表2 1 建築物の表13の項）

出入口から容易に到達でき、かつ、観覧しやすい位置に車いす使用者が利用できる観覧スペースを確保する必要がある。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
(1)車いす使用者用席の設置	(1) 劇場・観覧場・映画館等、集会場・公会堂等、運動施設に多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する観覧席等を設ける場合には、そのうち2以上（観覧席等の総数が200を超える場合は、総数の1/100以上）を、車いす使用者用の区画（車いす使用者用席）とすること。ただし、構造上当該数とすることが著しく困難で、かつ、車いす使用者が円滑に観覧できる措置を講ずる場合を除く。	・ 同伴者席は、車いす使用者用席・観覧席に隣接して設ける。	
(2)車いす使用車用席の構造	(2) 車いす使用者用席は、次の構造とすること。 ア 床は水平とすること。 イ 幅は90cm以上、奥行きは120cm以上とすること。	・ 車いす使用者用席の前面には、転落防止用の立ち上がりやストッパーなどを設ける。	奥行き120cmとは、電動車いすが収まる寸法である。
(3)車いす使用車用席までの通路の構造 通路の幅 表面の仕上げ 階段等の制限 傾斜路の構造	(3) 観覧席等のある室の出入口（利用円滑化経路を構成するもの）から車いす使用者用席までの通路は、次の構造とすること。 ア 幅は、内のりを140cm以上とすること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ 階段又は段を設けないこと。 エ 傾斜路を設ける場合は、p86（「5傾斜路」）の(D力及びキ、(2)イ及びウに定めるもの）とすること。		幅140cmとは、車いすが方向転換できる寸法である。
(4)聴覚障がい者への配慮	(4) (1)の施設に不特定多数の者が利用する観覧席等を設ける場合には、補聴装置を1以上設け、補聴装置が設けられている旨を見やすい方法により表示すること。		聴覚障がい者が利用できる赤外線送受信装置、FM補聴器(無線式)、磁気ループ等の集団補聴装置を設ける。

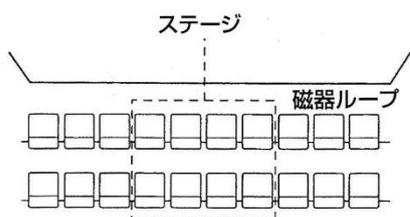
■ 観覧室等の整備

■ 観覧室等の整備例



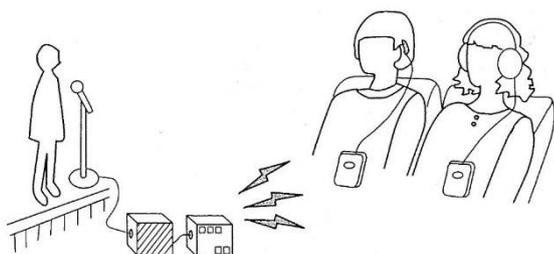
■ 補聴設備

■ 聴覚障がい者用磁気ループの例



磁器ループアンテナを床面に敷設（設置場所の状況に応じて敷設部分を覆う）し、そのエリア内において、磁器ループから発生する電磁波を、聴覚障がい者が装着している補聴器の誘導コイルで受信させることにより、劇場・公会堂などの観覧席で会場内の騒音に影響されずに必要な音声だけを聞き取ることができる。

■ 赤外線システムの例



対象エリアに赤外線送出機を設置し、聴覚障がい者が装着した受信機に信号を受信させることにより、会場内の騒音に影響されずに必要な音声だけを直接聞き取ることができる。専用受信機は、ヘッドホンまたは補聴器と組み合わせて使用することができる。

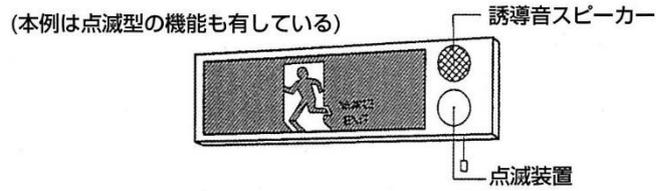
(15) 緊急避難施設

避難にかかわる設備については、機能や構造の面で配慮するとともに、避難経路は明確で最短の経路とすることが重要である。

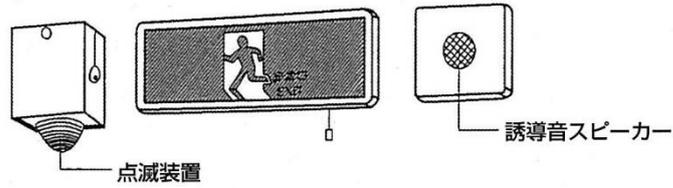
整備項目	整備基準	望ましい整備	解 説
緊急避難施設の構造	宿泊施設（床面積の合計が3,000 m ² 未満のものを除く。）並びに老人ホーム・保育所等及び老人福祉センター・身体障害者福祉ホーム等に設ける緊急避難施設は、次の構造とする。	<ul style="list-style-type: none"> 緊急避難施設ではない公共的施設でも、非常警報装置は、光、文字、音声等の設備を併設し、火災報知と連動したものとす。 	
非常警報装置	<p>ア 非常警報装置は、光、文字、音声等の設備を併設し、火災報知と連動したものとすること。</p> <p>イ 一斉放送できる設備を設けること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 事態の状況を文字により知らせる文字表示装置を設置する。
その他		<ul style="list-style-type: none"> 非常口には段を設けない。 防火扉は開閉が容易なものとする。 避難路には点滅誘導灯と誘導音響装置が一体となった誘導灯を設置することが望ましい。 非常時における避難、誘導案内などの説明は、視覚障がい者に配慮して点字や音声などによる案内を備えつけることが望ましい。 	

■ 緊急避難施設の整備

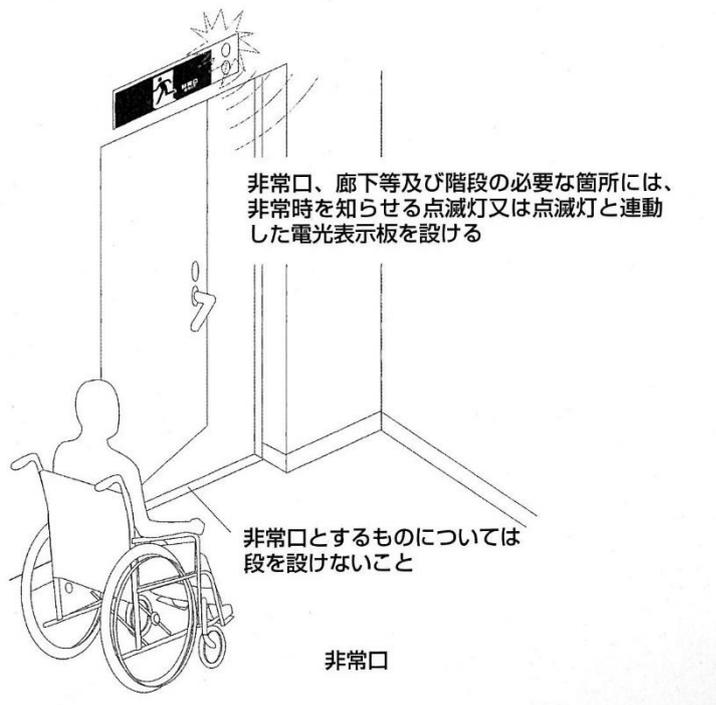
■ 誘導音装置付誘導灯の例



既設誘導灯に追加取付する方法



■ 非常口の例



(16)造作・機器

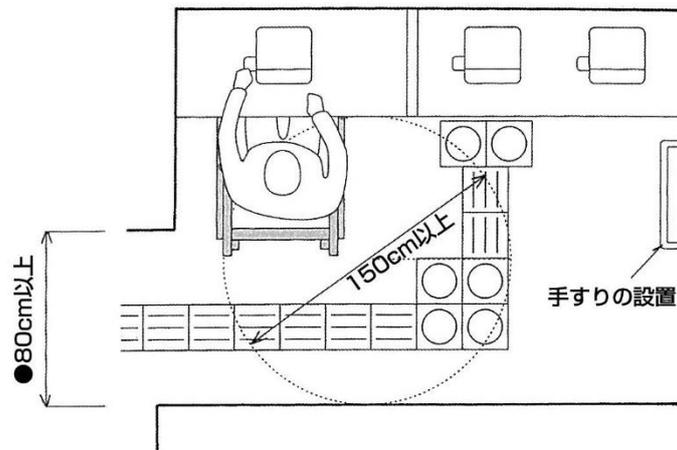
(16)-1 公衆電話（規則別表 2 1 建築物の表 1 4 の項）

公衆電話を設置する場合は、車いす使用者等が円滑に利用できるように台の高さ、スペースに配慮するとともに、聴覚障がい者のための音量増幅装置付電話機や公衆ファクスを設けるなど、障がい者、高齢者等の利用に配慮する。

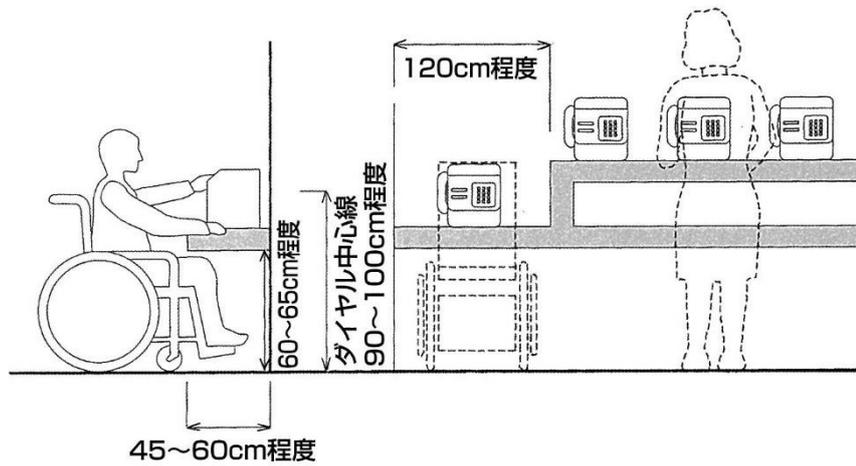
整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
出入口の確保	公衆電話を設ける場合には、そのうち 1 以上を次の構造とする。		
戸の仕様	ア 出入口を設ける場合には、幅は内を 80cm 以上とすること。		内のり 80cm は、車いすが通過できる寸法である。
段差の解消	イ 出入口に戸を設ける場合は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。		
車いす使用者への配慮	ウ 出入口を設ける場合には、階段又は段を設けないこと。 エ 電話台は、車いす使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に十分な空間を確保すること。	<ul style="list-style-type: none"> 車いすでアクセスできる公衆電話の位置を、国際的に認められているシンボルで明確に示す。 	<p>車いす使用者が利用する電話台の高さは下端:60~65cm 程度、上端:70cm 程度、奥行き 45cm 程度とし、下部には車いすのフットレストが入るようにスペースを設ける。</p> <p>車いす使用者が硬貨投入口に手が届き、楽な姿勢で操作できるように、受話器及び電話ダイヤル又はプッシュボタンの中心位置の高さを 90~100cm 程度とする。</p>
聴覚障がい者、視覚障がい者への配慮	オ 難聴者及び視覚障がい者が円滑に利用できる電話機を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> 金銭投入口等は、点字表示が望ましいを設ける。 杖使用者などの利用を考慮し、身体を支える手すり又は壁面を電話台の両側に設置することが望ましい。 	<p>電話機は音量調節機能付きで、受話器には 60cm 以上のコードを備えていること。</p>
その他			

■ 公衆電話所の整備

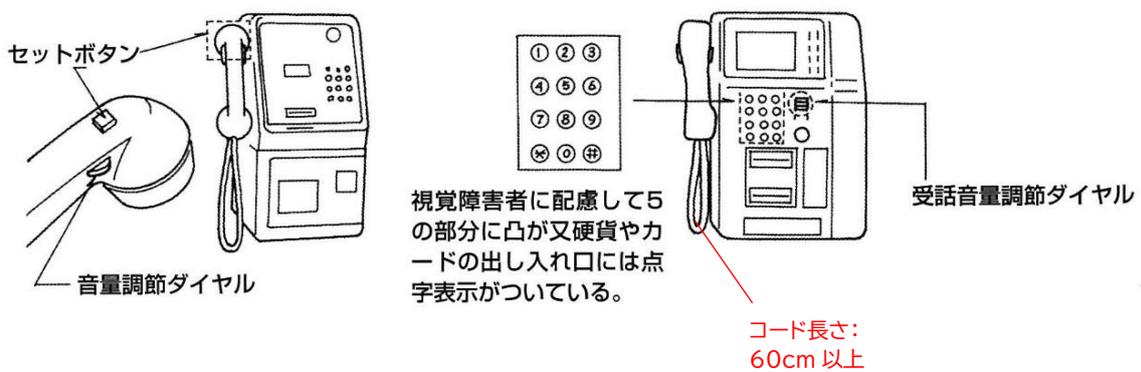
■ 電話台の設置例



■ 電話台等の基本寸法例



■ 電話の仕様例

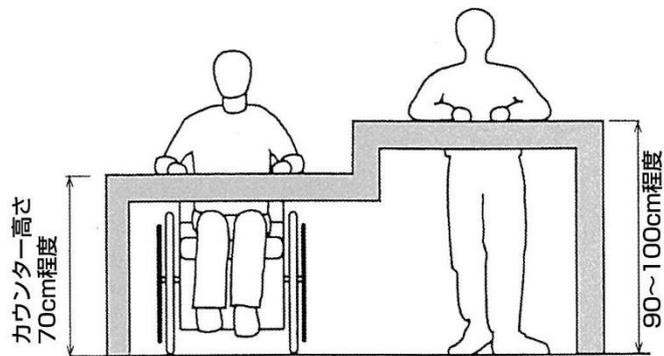
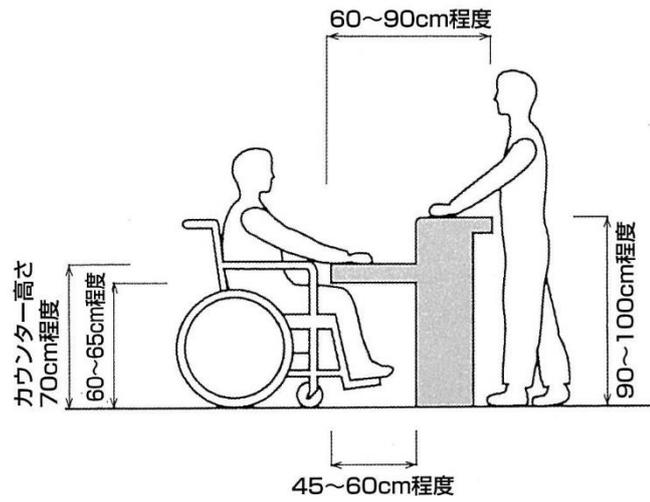
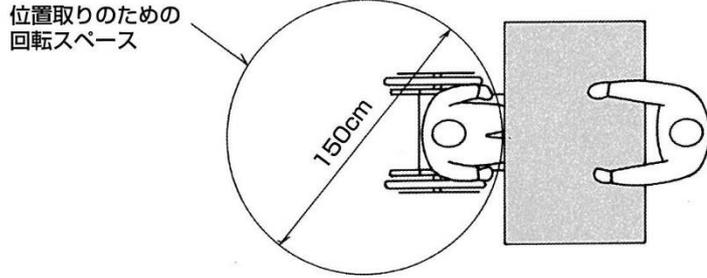
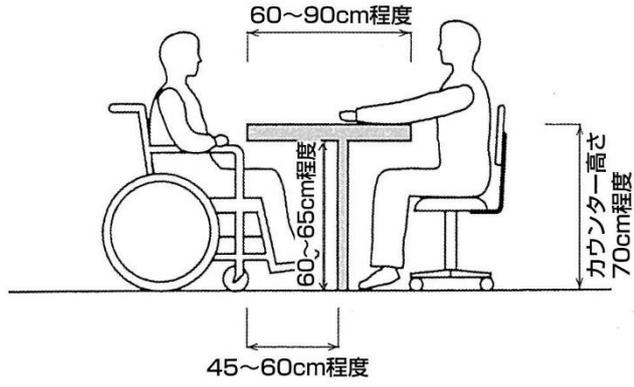


(16)-2 カウンター及び記載台（規則別表 2 1 建築物の表 1 5 の項）

カウンター、記載台を設置する場合は、車いす使用者等が円滑に利用できるように高さ、下部の空間など、障がい者、高齢者等の利用に配慮する。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
カウンター等の構造	カウンター及び記載台を設ける場合は、そのうち 1 以上は、車いす使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に十分な空間を確保する。	<ul style="list-style-type: none">・ カウンター下端は 75cm とする。・ 立位のカウンターは、身体の支えとなるように台を固定する。	下端 60～65cm 程度、上端 70cm 程度、奥行き 45cm 程度とし、下部には車いすのフットレストが入るようにスペースを設ける。 車いす使用者が近接できるように、受付カウンター等の前面に車いす使用者が回転できるスペース（直径 150cm 程度）を確保する。

■ カウンター及び記載台の整備例



(16)-3 案内表示 (規則別表 2 1 建築物の表 16 の項)

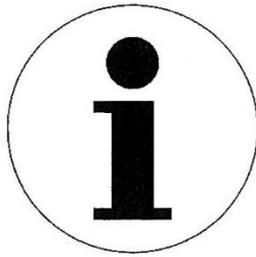
障がい者や高齢者が目的の場所に到達できるように、特性に応じた表示・誘導を適切に行う。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解 説
<p>(1)案内表示の構造</p> <p>障がい者、高齢者等への配慮</p> <p>視覚障がい者への配慮</p> <p>案内記号</p> <p>設置位置</p>	<p>(1) 施設の案内を行う案内表示を設ける場合は、次の構造とする。</p> <p>ア 高さ及び文字の大きさ等表示内容に配慮し、障がい者、高齢者等が円滑に利用できるものとする。</p> <p>イ 必要に応じ、点字表示又は音声案内等、視覚障がい者を案内する装置を設けること。</p> <p>ウ 案内用図記号を使用する場合は、できる限り日本工業規格の標準案内用図記号を使用すること。</p> <p>エ 敷地内の通路に設ける場合には、積雪等に配慮した高さとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 玄関付近には、見やすい位置に案内板を設置する。 ・ 宿泊施設の主な部屋の出入口には、廊下の手すり及び戸の取っ手側壁面の高さ 140cm 程度の位置に、室名などを点字で表示することが望ましい。 	<p>車いす使用者に配慮し、案内表示板の高さは 100～150cm 程度とし、車いす使用者用便所や、車いす使用者用席の位置等の表示は「国際シンボルマーク」(p146 参照)を併用するとともに、出入口付近の分かりやすい場所及び要所に設置する。</p> <p>弱視者、高齢者等に配慮し、大きく太い書体や分かりやすいデザインとし、地板の色とのコントラストをつけるなど識別しやすいものとする。</p> <p>必要に応じ触知図等を設ける。</p>
<p>(2)視覚障がい者、聴覚障がい者への配慮</p>	<p>(2) 利用者に対する呼出しを行う案内設備を設ける場合には、音声及び文字により呼出しを行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅や庁舎など主要な施設の出入口に音声案内を設置する。 	

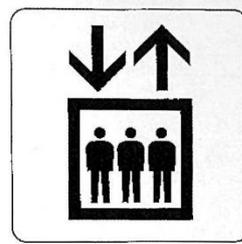
■案内用図記号

■JIS Z 8210 (2002) 案内用図記号

・情報コーナー



・エレベーター



・お手洗い



・エスカレーター



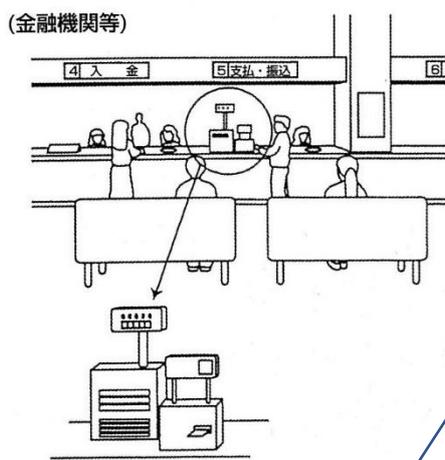
・車いすスロープ



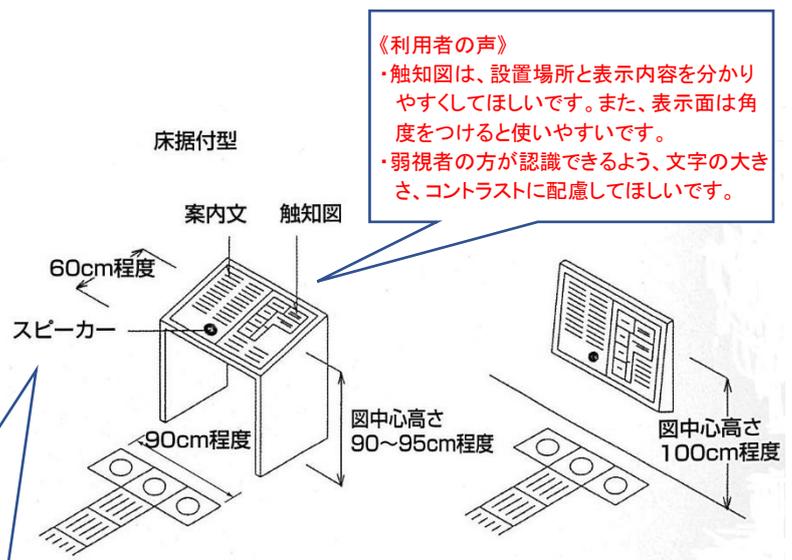
・乳幼児用設備



■電光表示による呼出しカウンターの例



■音声付き触知図案内板



《利用者の声》

- ・触知図は、設置場所と表示内容を分かりやすくしてほしいです。また、表示面は角度をつけると使いやすいです。
- ・弱視者の方が認識できるよう、文字の大きさ、コントラストに配慮してほしいです。

《利用者の声》

- ・音声案内は、外国語も対応できるようにすると良いと思います。

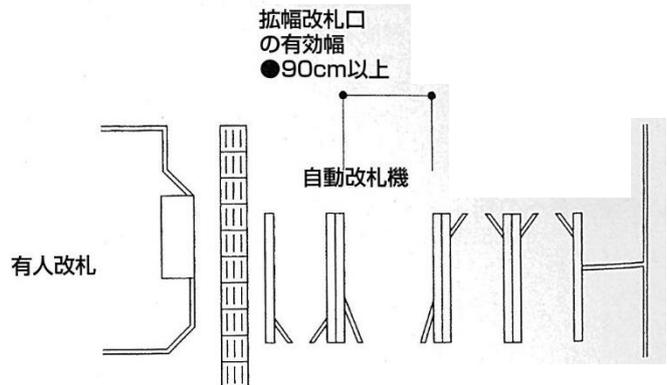
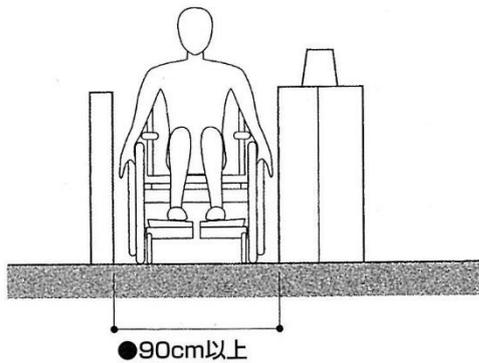
(16)-4 改札口及びレジ通路（規則別表 2 1 建築物の表 1 7 の項）

車いす使用者が支障なく通過でき、視覚障がい者が円滑に利用できる構造とする。

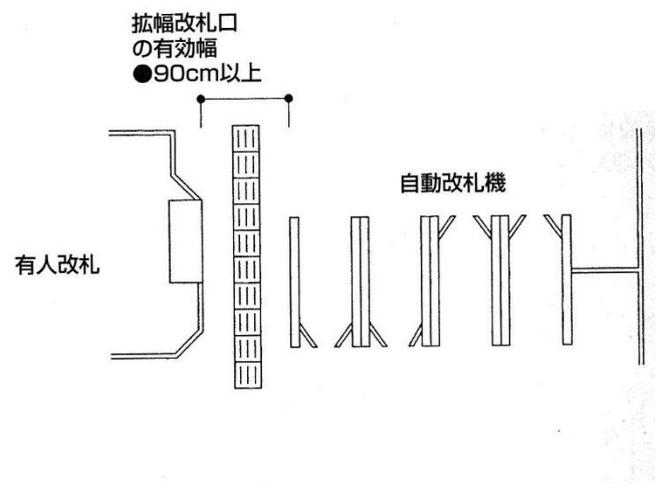
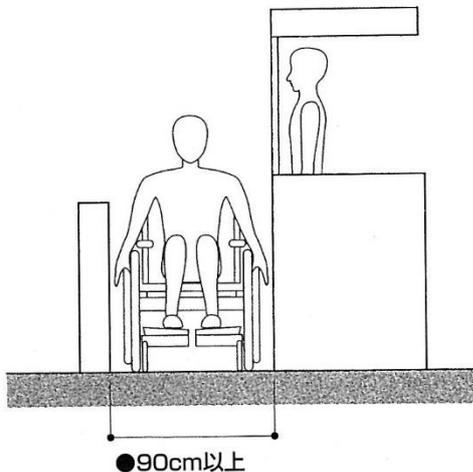
整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
幅の確保	改札口及びレジ通路を設ける場合には、そのうち1以上を次の構造とする。 ア 幅は、内りを90cm以上とすること。		内り90cmは、車いすが通過しやすい寸法である。 物販店舗の売場の通路及びレジ前の通路もこれに準じる。ただし、主要な経路上の通路では商品棚間の有効幅員は120cmとする。
段差の解消 床面の仕上げ	イ 段を設けないこと。 ウ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設	エ 必要に応じ、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。		

■ 改札口等の整備

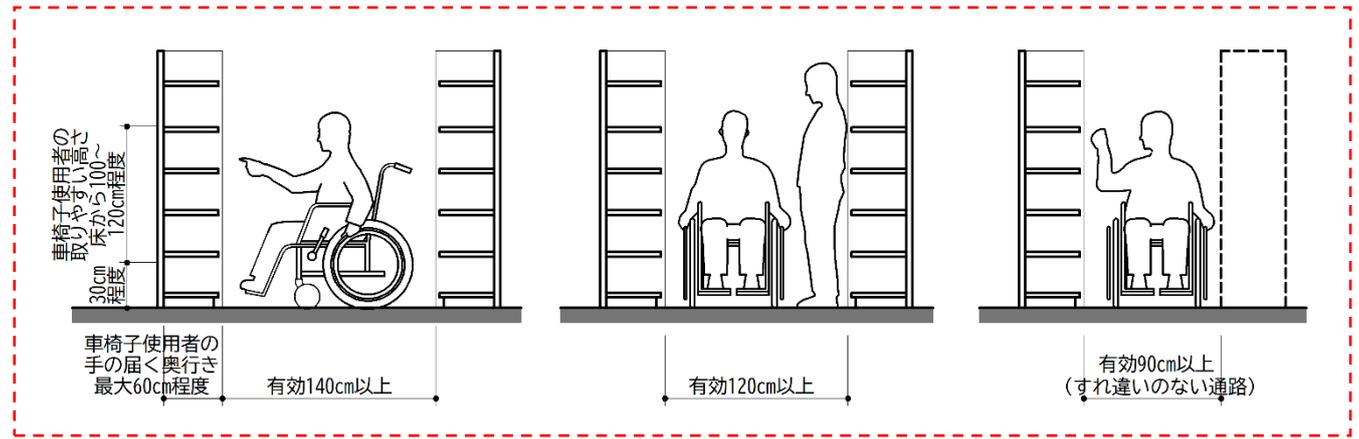
■ 自動改札の例



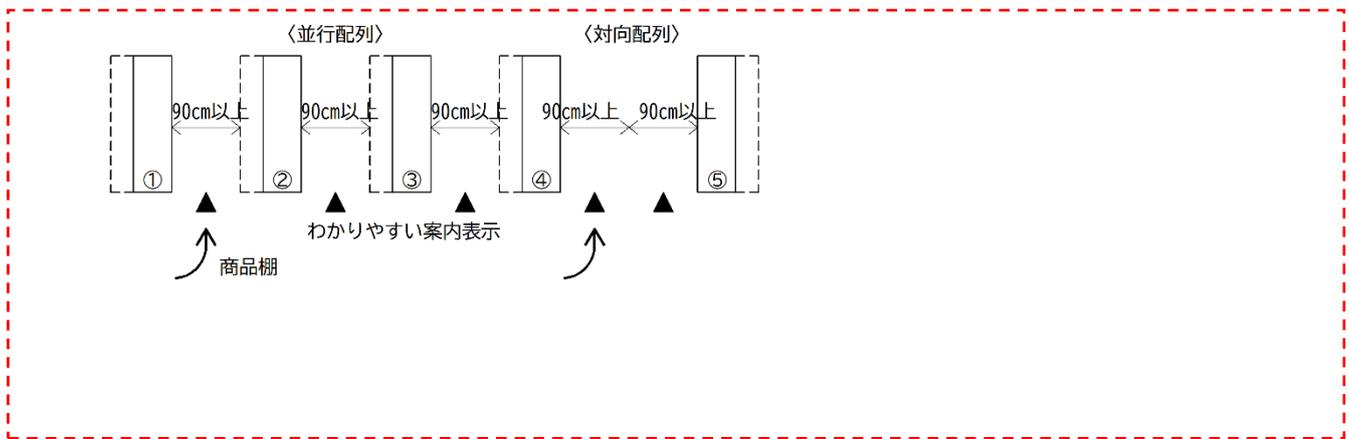
■ 有人改札の例



■ 物販店舗の売場通路の例



■ 物販店舗のレジ前の通路の例



(16)-5 券売機、自動販売機及び現金自動預入・支払機（以下、「券売機等」という。）

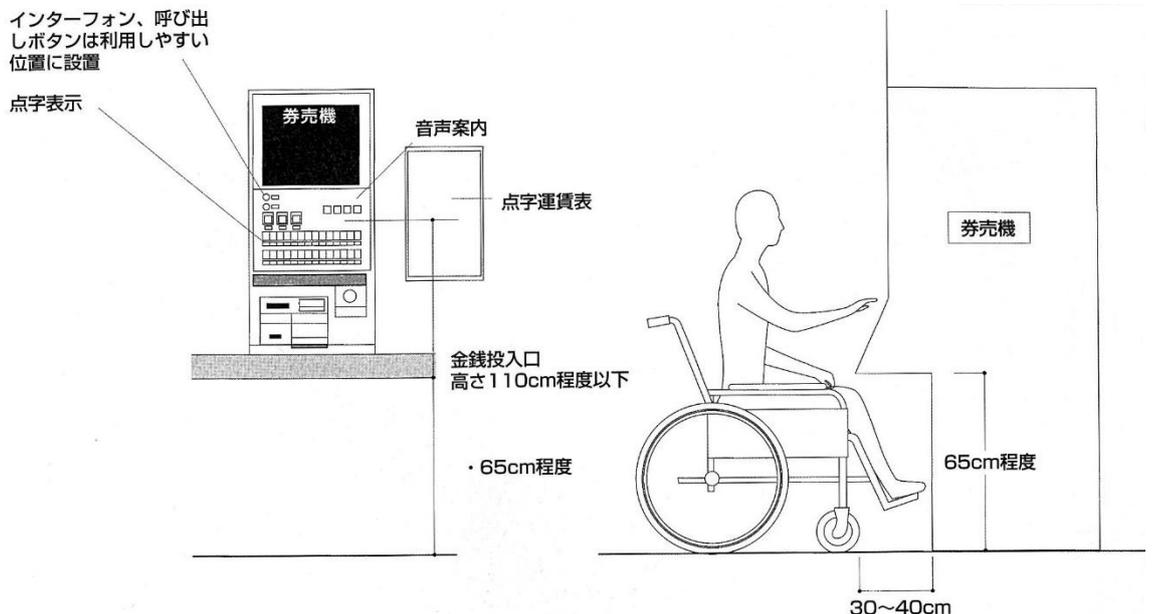
（規則別表 2 1 建築物の表 1 8 の項）

車いす使用者や視覚障がい者等が円滑に利用できる構造とする。

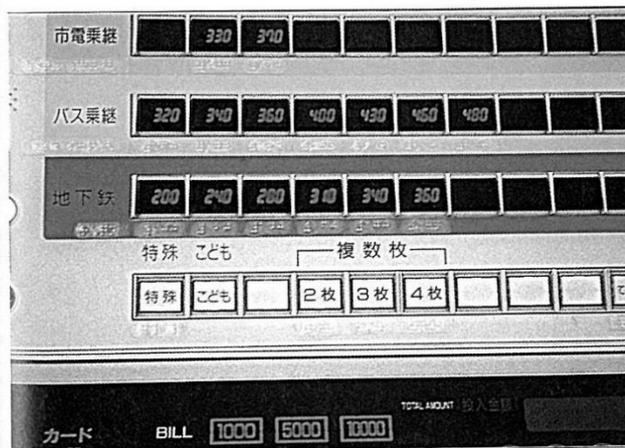
整備項目	整備基準	望ましい整備	解 説
(1)券売機等の構造 設置場所 車いす使用者への配慮 券売機等の操作	(1) 売機等を設ける場合には、そのうち 1 以上を次の構造とする。 ア 障がい者、高齢者等が利用しやすい位置に設けること。 イ 車いす使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に十分な空間を確保すること。 ウ 操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、障がい者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。	<ul style="list-style-type: none"> 金銭投入口は、高さ 100～120cm 程度とする。 視覚障がい者が利用しやすいように金銭投入口、運賃ボタン等を点字で表示し、音声案内装置を併設すると望ましい。 料金等を点字表示する。 現金自動預入・支払機等の操作部は、視覚障がい者の利用に配慮し、タッチ式以外のものが望ましいとする。 	ジュース等飲料自動販売機も対象とする。 点字表示された機種は改札口にできるだけ近い位置に設け、他の利用者との導線が交差ししないようにする。 自動販売機スペースの通路は、車いす使用者の通行に配慮した幅とする。 車いす使用者が利用する金銭投入口、運賃ボタン、キップ出入口等の高さは 130cm 以下とし、車いすが接近しやすいようにカウンター下部にスペースを設ける。 飲料等の自動販売機では、車いす使用者が使いやすい高さにボタン、紙幣投入口、コイン投入口、おつり返却口を設ける。
(2)視覚障がい者への配慮	(2) 視覚障がい者が円滑に利用できる措置を講じた券売機等を設ける場合には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。		視覚障害者誘導用ブロックと券売機カウンターの間隔は 30cm 程度とする。

■ 券売機等の参考例

■ 券売機の設置例

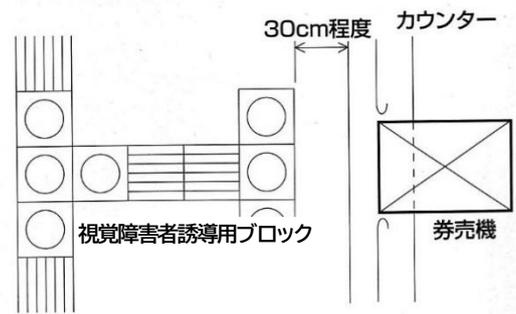


■ 券売機



点字表示がなされている券売機の例
(地下鉄宮の沢駅)

■ 券売機への誘導



■ 自動販売機の例



車いす使用者に配慮した自動販売機スペース
(前面の通路幅:約130cm)



車いす使用者が押しやすい高さに最上段の飲料のボタン

紙幣投入口、コイン投入口、おつり返却口はすべて床から100cm以内

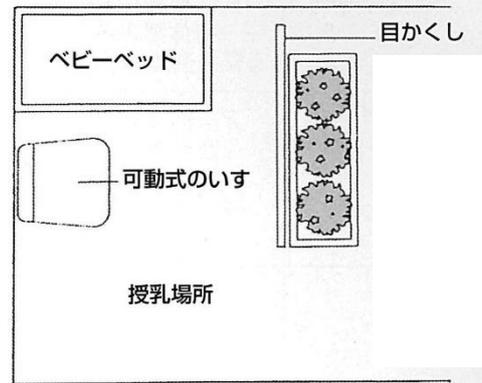
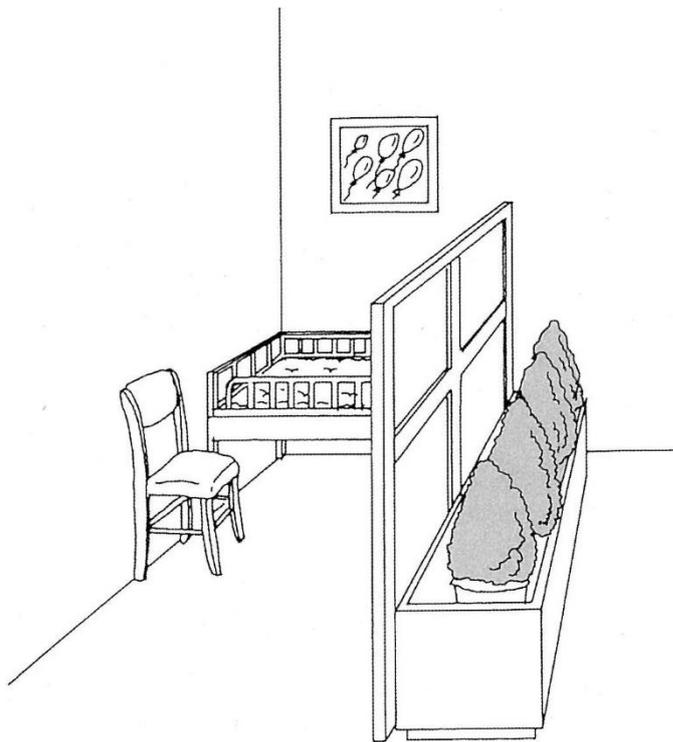
(16)-6 授乳及びおむつ替えの場所（規則別表 2 1 建築物の表 19 の項）

乳幼児連れの利用が多い施設には、授乳及びおむつ替えの場所の設置が望まれる。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解 説
	必要に応じて円滑に授乳及びおむつ替えができる場所を設けること。この場合には、乳児用ベッド等を設けるとともに、その旨を見やすい方法により表示する。	・ おむつ替えの場所は、男女ともに利用できる場所に設置することが望ましい。	「必要に応じ」とは、乳児連れの利用が多い施設をいう。 授乳及びおむつ替えの場所には、廊下等からの視線の遮へいが必要である。 「乳児用ベッド等」とは、乳児用ベッド、いすのほか、手洗い、荷物棚、湯沸器、流し台である。

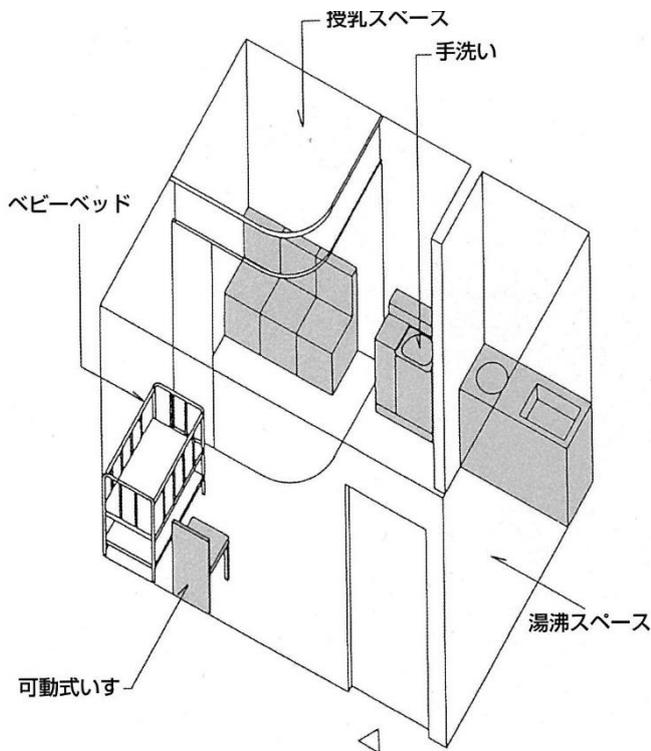
■ 授乳及びおむつ替え場所の整備

■ 授乳場所の整備例

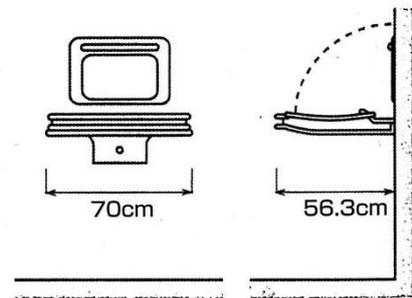


廊下のつきあたりなど施設の状況に応じて設置場所を検討する

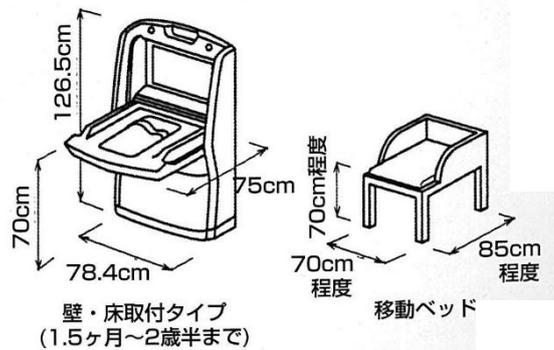
■ 授乳室の整備例



■ 授乳室設備の配置例



壁取付タイプ
(1ヶ月～2歳まで)



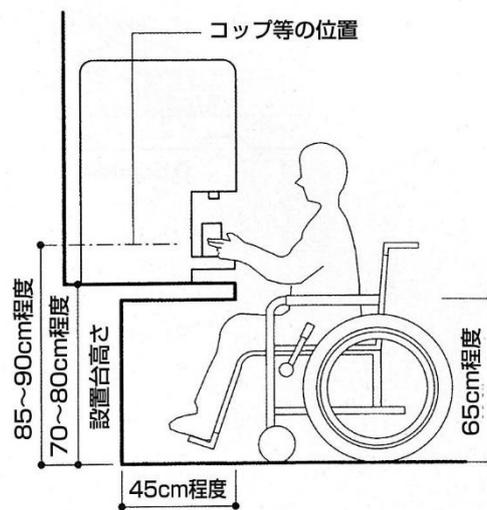
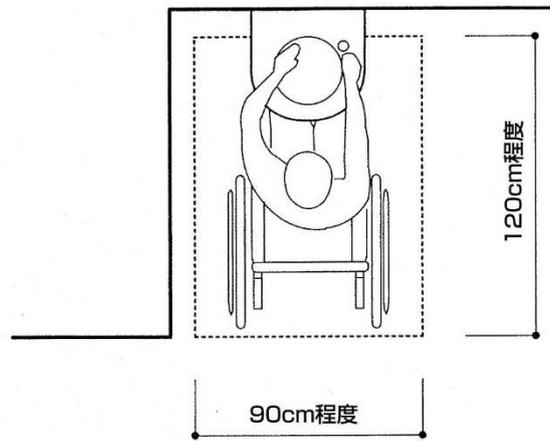
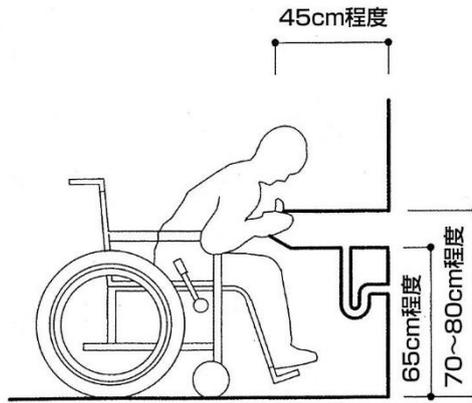
(16)-7 水飲み場（規則別表 2 1 建築物の表 2 1 の項）

障がい者や高齢者等が円滑に接近し利用できるように、設置位置や構造に配慮する。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
水飲み場 設置の位置 車いす使用者への配慮 水栓器具 床面の仕上げ	水飲み場を設ける場合には、そのうち 1 以上を次の構造とする。 ア 障がい者、高齢者等が利用しやすい位置に設けること。 イ 車いす使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に十分な空間を確保すること。 ウ 障がい者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具を設けること。 エ 床面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。	<ul style="list-style-type: none"> 右からでも左からでも接近しやすいことが望ましくする。 高さ 65cm 程度、奥行き 45～60cm 程度のスペースを設ける。 	他の利用者との動線が交差しないようにする。

■ 水飲み場の整備例

■ 水飲み器の例

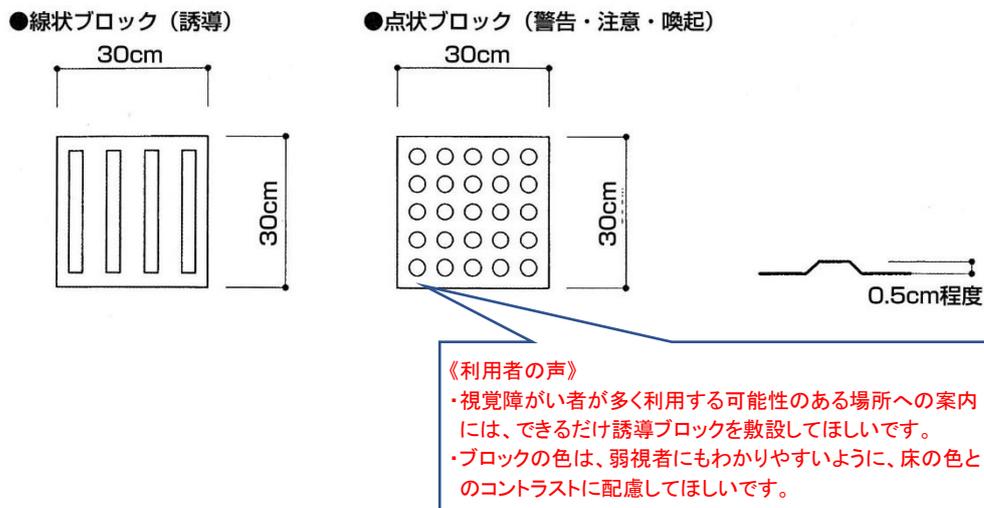


(16)-8 視覚障害者誘導用ブロック（規則別表 2 1 建築物の表 2 2 の項）

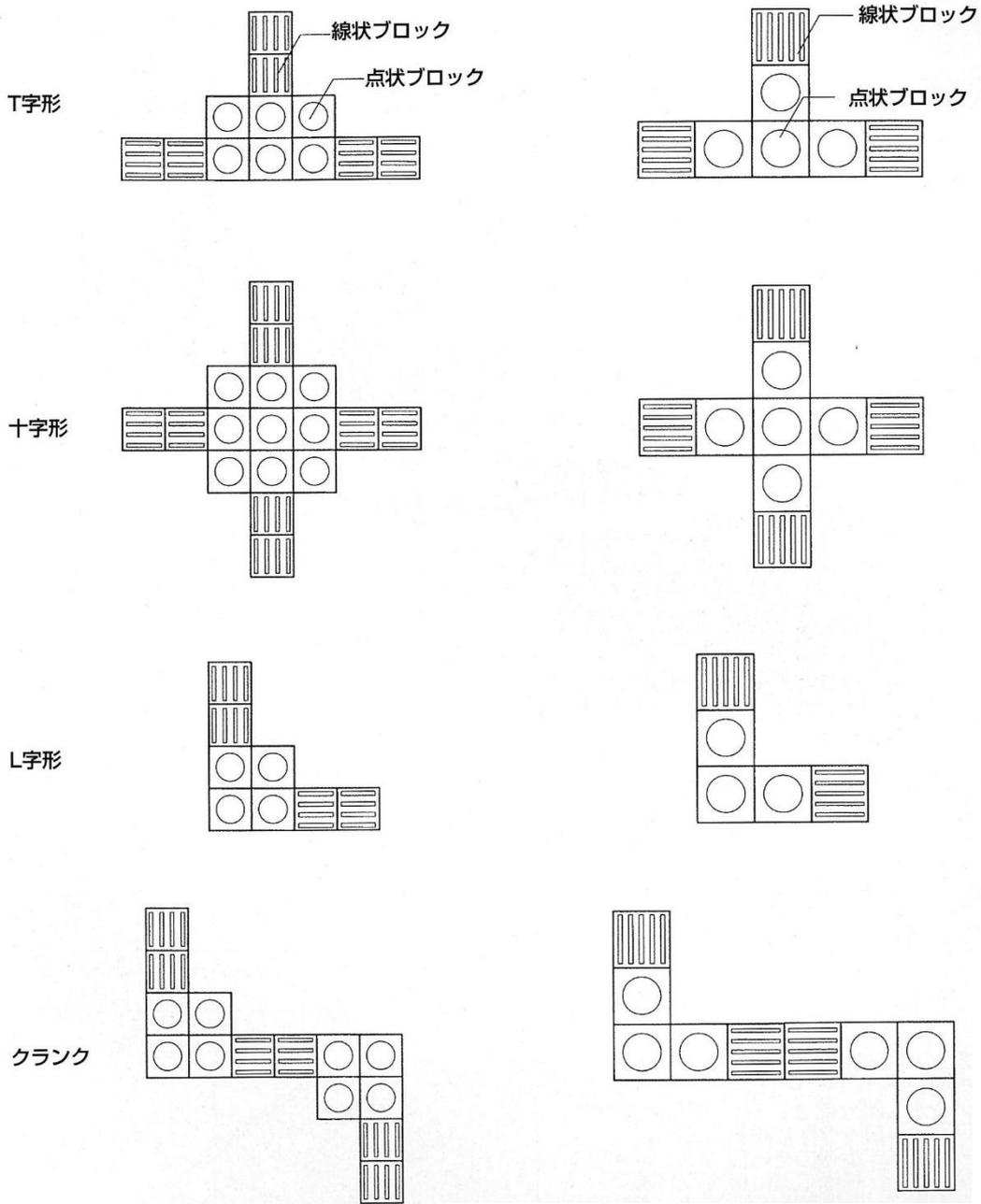
視覚障がい者が容易に確認でき、安全かつ確実に到達できるように、連続して誘導を行う。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
視覚障害者誘導用ブロックの構造	<p>視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合には、次の構造とする。</p> <p>ア 原則として日本工業規格に定める形状とすること。</p> <p>イ 色は、原則として黄色とし、周囲の部分との明度の差を大きくする等、容易に識別できるものとする。</p> <p>ウ 材質は、十分な強度を有し、ぬれても滑りにくく、耐久性に優れ、退色又は輝度の低下が少ない素材とすること。</p> <p>エ 安全に配慮して、できる限り直線的に、かつ、連続的に敷設すること。</p> <p>オ 壁面又は床に突出物がある場合には、突出物から適切な距離を確保して敷設すること。</p>		<p>日本工業規格の概要は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 線状突起・・・移動方向を示すための突起。突起形状は棒状であり、その長手方向が移動方向を示す。 ・ 点状突起・・・注意を喚起する位置を示すための突起。突起形状は点状である。 ・ ハーフドーム型・・・点状及び線状の突起の表面が平面になっていること。黄色を原則とするのは、弱視者が識別しやすく、また、他の歩行者にも識別しやすいことによる。

■ JIS (T 9251) による視覚障害者誘導用ブロックの形状



■ 視覚障害者誘導用ブロックの標準的敷設例



10 道路

(1) 歩道（規則別表2 2 道路の表1の項）

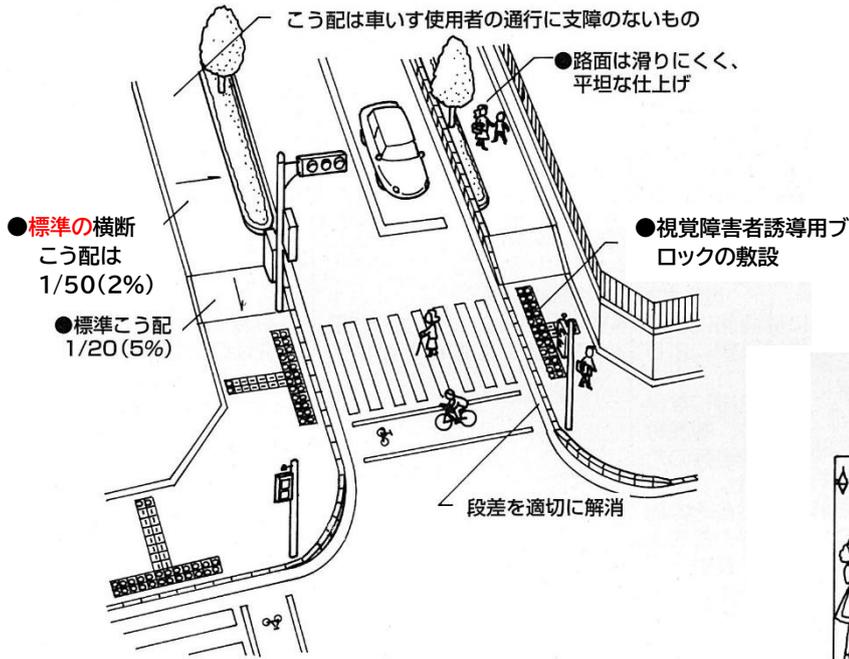
歩道等は移動の動線として連続しており、全ての人々が安全で快適に利用できるよう整備されている必要がある。特に移動制約者にも支障のない通行ができるように幅員の確保や路面整備、また、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックの敷設を図るなど配慮する。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
表面の仕上げ	歩道を設ける場合には、次の構造とする。 ア 表面は、粗面とし、又はぬれでも滑りにくい材料で仕上げる事。		
幅員	イ 幅は200cm以上（歩行者の往来の多い歩道は、350cm以上）とすること。 ただし、幅員が10m未満の計画交通量500台/日未満の市道にあっては、150cm以上とすること。	・ 電柱、標識柱等は、歩道の幅員を狭めないよう整理統合に配慮するものとする。	幅200cmとは車いす同士がすれ違いに要する幅、350cmとは歩行者2人と車いす同士が、同時にすれ違える幅である。 幅150cmとは人と車いすがすれ違える、また車いす使用者が回転できる幅である。
横断こう配	ウ 横断こう配は1/50（2%）を 標準 とすること。		歩行者や車いす使用者にとって横断こう配が大きいとまっすぐに進みにくく、大変不便である。
平坦性の確保	エ ブロック舗装は、目地幅、深さ等に配慮し、できる限り平坦性を確保すること。		
排水溝、雨水ます	オ 歩道には、原則として排水溝及び雨水ますを設けないこととし、やむを得ず設ける場合には、 杖 の脱落又は車いすの脱輪を防止するために必要な措置を講ずること。	・ 横断歩道内にはできる限り雨水ますなどは設けない ことが望ましい。	「落ち込まない構造」とは、穴の大きさが格子形の場合、長さ10cm、幅1.0cm以下のピッチのものをいう。
すりつけこう配	カ 次の部分は車いす使用者が通行する際に支障とならないよう切り下げることとし、そのすりつけこう配は1/20（5%）を標準とすること。 ・ 歩道の巻込部 ・ 横断歩道に接する部分 ・ 横断歩道が中央分離帯を横切る部分		1/20（5%）のこう配とは、車いす昇降時のスリップと容易な通行を考慮したものである。
切り下げ部分の段差	キ 切り下げ部分の段差は2cmを標準とし、角をとること。		視覚障がい者がつま先で歩道と車道等の境界であることを知覚するには、段差が2cm程度必要である。また、車いす使用者が通過する際に段差が2cm以下で面取りを施せば、通行可能となる寸法である。
視覚障害者誘導用ブロックの敷設	ク 次の部分で視覚障がい者の通行の安全を確保する上で必要な部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 ・ 歩道の巻込部		札幌市歩行ガイドラインを参照すること。

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・横断歩道に接する部分 ・立体横断施設（横断歩道橋及び地下横断歩道をいう。）の昇降口等 ・地下歩道（地下横断歩道を除く。）の昇降口等 <p>ケ 視覚障がい者の利用の多い施設から、最寄りの公共交通機関へ通ずる歩道には、必要に応じ、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車道と歩道とは、縁石、防護さく、車止め等により分離する。 ・ 車乗り入れ部の切り下げは、可能な限り路面が平坦になるよう努める。
------------	--	--

■ 歩道、地下道の整備

■ 交差点の整備例



歩行者に優しい信号機の例

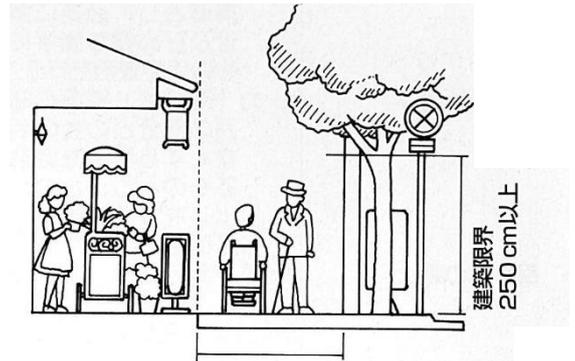
○音響式信号機

目の不自由な方に対して、「ピヨピヨ」「カッコー」の音により青信号であることを知らせ、横断を誘導する信号機です。

○弱者感应式信号機

高齢者、足の不自由な方等がゆっくり歩いて横断出来るように、歩行者青信号の時間を通常より長く出来る信号機です。専用の白い押しボタンを押すか、目の不自由な方などが所持するペンダント型小型発信器のボタンを押すことにより青の時間が長くなります。

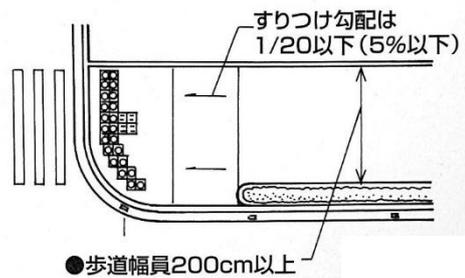
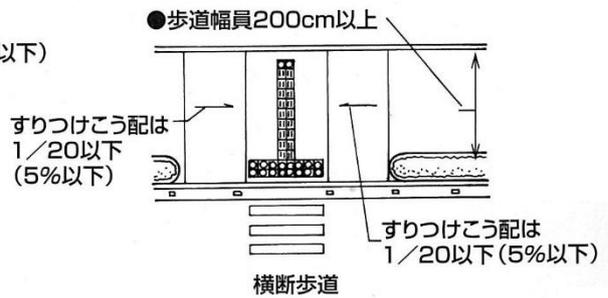
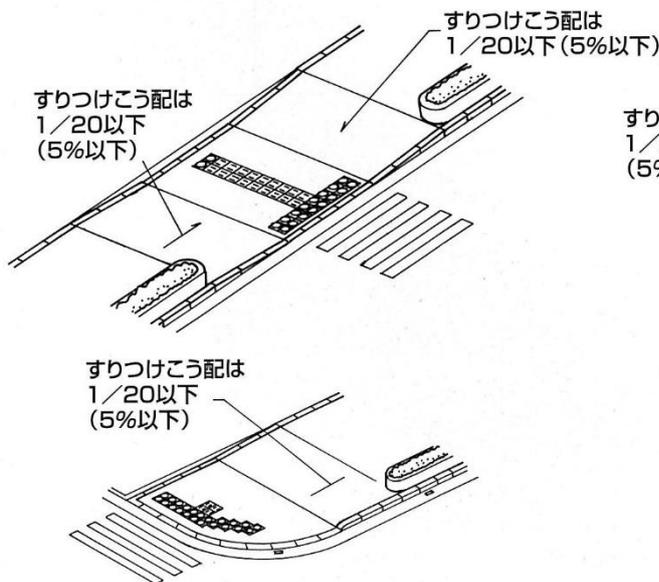
■ 有効幅員のとり方の例



●150cm以上(幅員10m未満の計画交通量500台/日未満の市道)

■ 歩道及び横断歩道の形状

■ マウンドアップ方式のすりつけ例



(2) 立体横断施設（別表2 2 道路の表2の項）

立体横断施設は安全を確保するための施設であり、障がい者、高齢者にとっては利用しにくい施設である。交通安全上やむを得ず設置することがあるが、その場合には、地下横断歩道及び横断歩道橋が高齢者等にも円滑に利用できるように配慮することが必要である。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
表面の仕上げ	立体横断施設を設ける場合には、次の構造とする。 ア 表面は、粗面とし、又はぬれでも滑りにくい材料で仕上げること。		
内部の明るさ	イ 地下横断歩道内は、十分な明るさを確保すること。		特に階段部の起終点及び踊り場については配慮する。
幅の確保	ウ 階段の幅は、内のを150cm以上（敷地の状況等によりやむを得ない場合は、120cm以上）とすること。		
手すり	エ 段がある部分には両側に手すりを設け、踊場には必要に応じて手すりを設けること。 オ 手すりは、端部が突出しない構造とし、必要に応じ、端部付近及び必要な箇所に誘導等のための点字表示を行うこと。	・ 手すりは、冬期間の利用に配慮した材質を使用する。	設置箇所に応じて手触り、耐久性の配慮が必要である。
段鼻の仕上げ	カ 階段は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差を大きくする等段を容易に識別できるものとし、かつ、段鼻の突き出しをなくす等、つまずきにくい構造とすること。		
回り段の禁止	キ 階段には、回り段を設けないこと。		回り段とは、らせん階段や踊場に段差を設けるなどして踏幅が一つの踏面で違うものをいう。 回り段は、高齢者、視覚障がい者には利用しづらく危険である。
消融雪装置の設置	ク 次の部分には、必要に応じて消融雪装置を設けること。 ・ 横断歩道橋の平坦部分及び階段部分 ・ 地下横断歩道の出入口の階段部分(屋外に設けるものに限る。)	・ 必要に応じ、屋根を設ける。	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設	ケ 視覚障がい者の安全な通行を確保する上で必要な部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。		

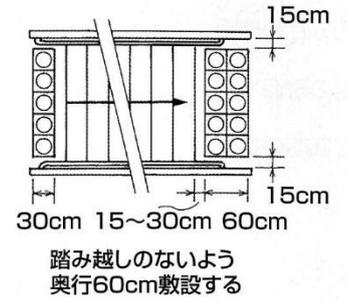
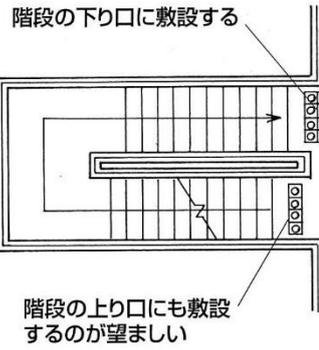
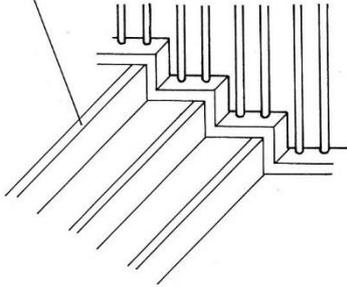
■ 立体横断施設の整備

■ 横断歩道橋の整備例

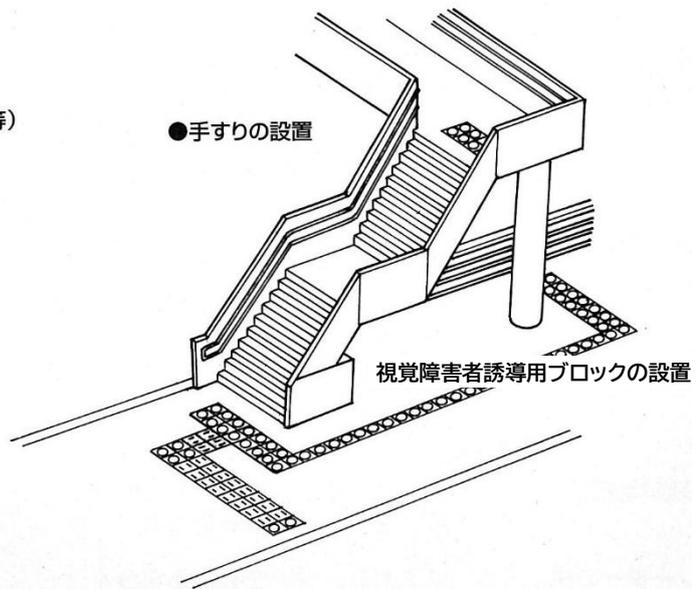
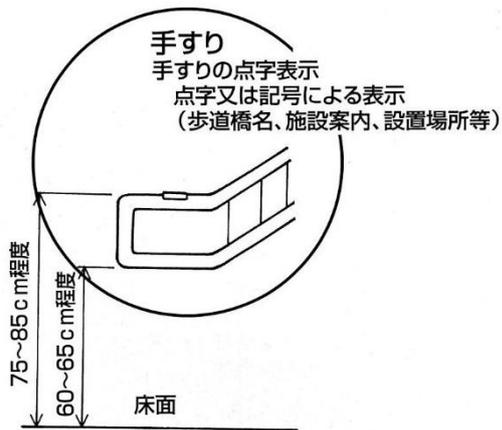
■ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設

■ 寸法例

● 段を明度差の大きい色で識別しやすくする



■ 横断歩道橋の整備例



(3) 地下歩道

地下歩道は動線として歩道と連動しており、全ての人々が安全で快適に利用できるように、幅員の確保やエレベーターの設置等がなされる必要がある。

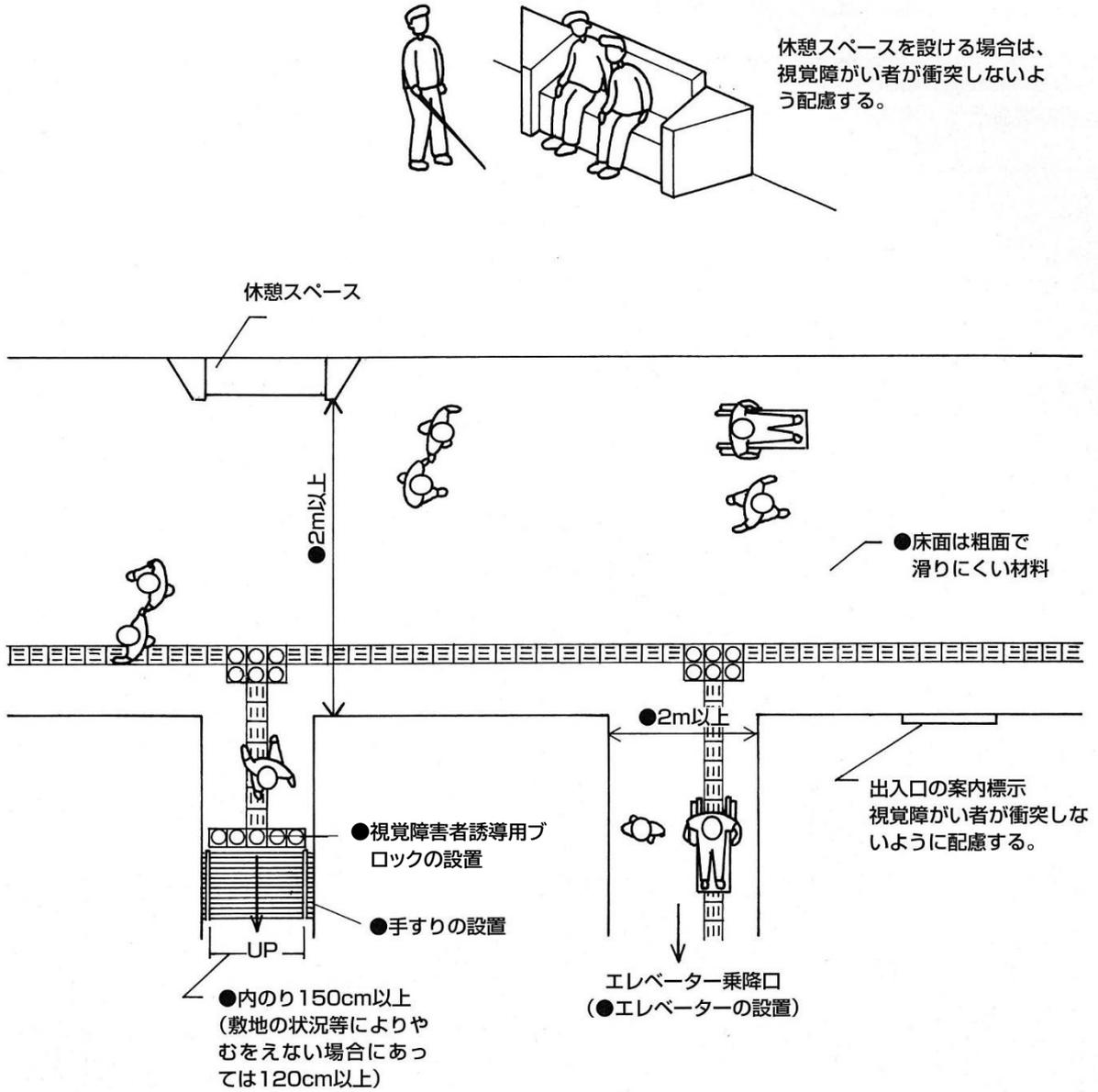
整備項目	整備基準	望ましい整備	解 説
表面の仕上げ	地下歩道を設ける場合には、次の構造とする。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。		
明るさの確保	イ 地下歩道内は、十分な明るさを確保すること。		
幅の確保	ウ 通路部分の幅は、内のりを200cm以上とすること。		
高低差の処理	エ 階段又は段がある部分には、p86（「5 傾斜路」）(1)ア、イ、エ、カ、キ及び(2)に定める構造又はp88（「6 利用円滑化経路上のエレベーター」）①に定める構造のものを併設し、当該階段又は段がある部分は、次の構造とすること。 (ア)直接地上へ通ずる階段の幅は、内のりを150cm以上（敷地の状況等によりやむを得ない場合にあっては、120cm以上）とすること。 (イ)p92（「7 階段」）ア、イ、エ、オ、ク、ケに定める構造とすること。 (ウ)回り階段又は回り段を設けないこと。		幅200cmとは、車いす同士がすれ違いに要する幅である。
傾斜路の構造	オ 傾斜路（階段又は段がある部分に併設するものを除く。）を設ける場合には、p86（「5 傾斜路」）(1)ア、イ、エ、カ、キに定めるものとすること。		
エレベーターの設置	カ 直接地上へ通ずるエレベーター（「6 利用円滑化経路上のエレベーター」①に定めるもの）を1以上設けること。ただし、隣接する建築物内の直接地上へ通ずる出入口のある階に停止するエレベーター及び当該出入口を利用することができる場合は、この限りでない。		
消融雪装置の設置	キ 屋外に設ける出入口部分には、必要に応じて消融雪装置を設けること。		
エスカレーターの構造	ク エスカレーターを設ける場合には、p100（「10 エスカレーター」）に定めるものとすること。		
視覚障害者誘導用ブ ロックの敷設	ケ 視覚障がい者の安全な通行を確保する上で必要な部分に		

その他

は、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

- ・ 必要に応じ、歩行者の休憩用設備を適切な位置に設ける。

■地下歩道の整備例



(4) 案内表示 (歩行者用のものに限る。以下この項において同じ。) (規則別表2 2 道路の表4の項)

障がい者や高齢者が目的の場所に到達できるように、特性に応じた表示・誘導を適切に行う。案内表示等の設置にあたっては、車いす使用者や他の歩行者の通行の妨げにならないように高さ等に配慮する。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
案内表示板の構造と内容	案内表示を設ける場合には、p 114 (「17 案内表示」) の構造とする。		

(5) 視覚障害者誘導用ブロック (別表2 2 道路の表5の項)

視覚障がい者が容易に確認でき、安全かつ確実に到達できるように、連続して誘導を行う。

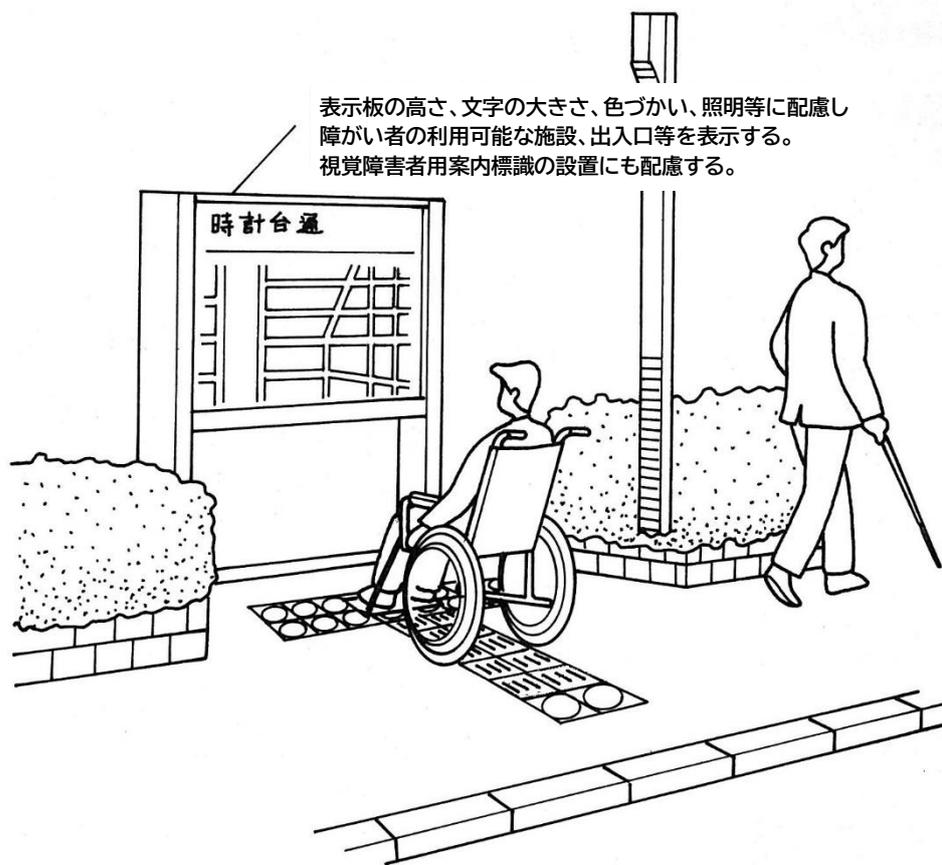
整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
視覚障害者誘導用ブロックの構造	視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合には、p 126 (「23 視覚障害者誘導用ブロック」) に定める構造とする。		

見やすさに配慮した案内板の例



■案内表示の例

■総合案内板



1 1 公園

(1) 利用円滑化経路

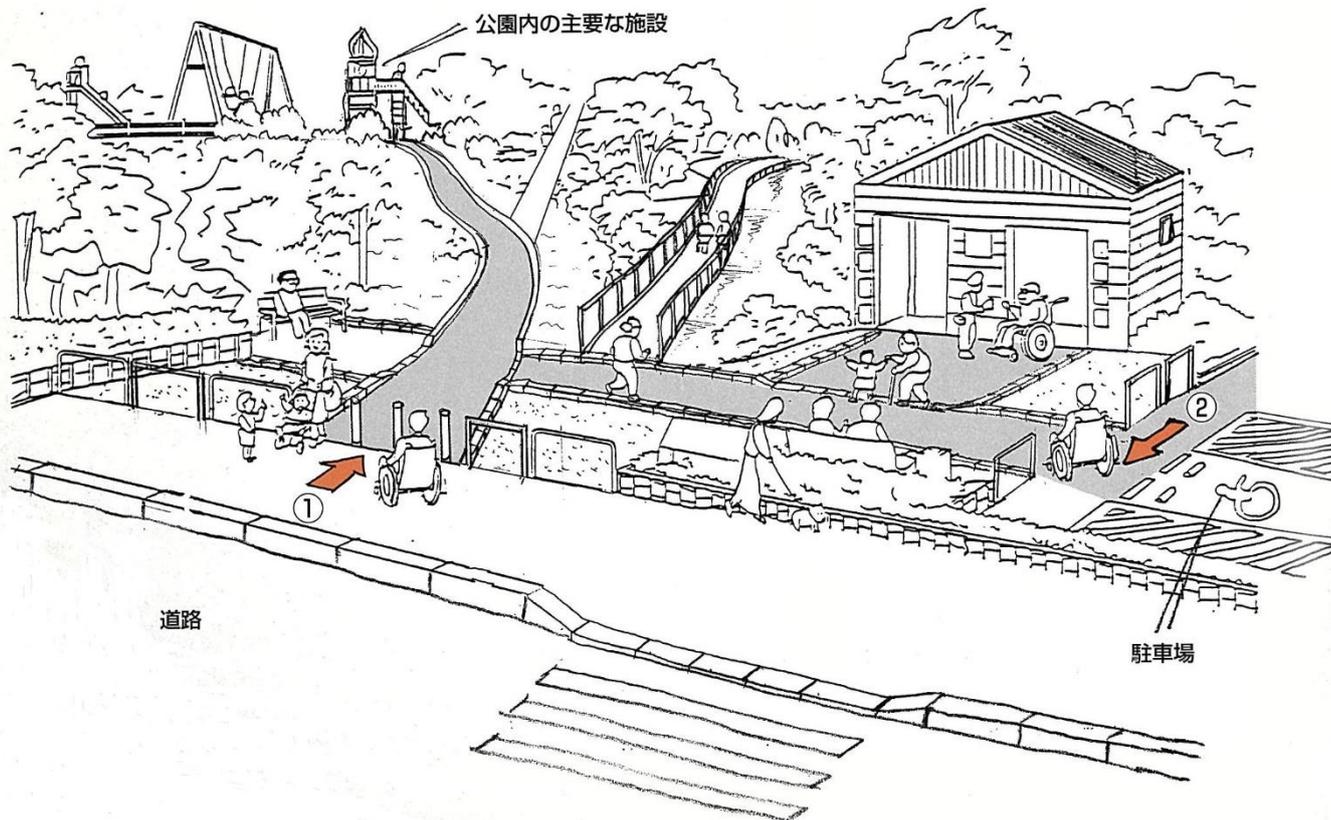
公園内にある主要な施設まで、連続的に整備することが必要である。

整備項目	整備基準	解説	
(1)利用円滑化経路の定義 (規則別表 2 3 公園の表 3 の項第 1 号)	次に掲げるそれぞれの経路のうち 1 以上を利用円滑化経路とする。 ア 道から公園内の主要な施設へ通ずる経路 イ 駐車場を設ける場合は、駐車場 (p142「路外駐車場」) の基準に適合するものに限る。) から公園内の主要な施設へ通ずる経路		
整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
(2)出入口の構造 (利用円滑化経路上のもの) (規則別表 2 3 公園の表 3 の項第 2 号イ)	利用円滑化経路を構成する出入口 (道又は公園の駐車場へ直接通ずるものに限る。) の幅は、内りを 140cm 以上とすること。ただし、車止めさくを設ける場合は、さくの間隔 (通行可能な部分に限る。) を 90cm 以上とすること。	<ul style="list-style-type: none"> 幅 180cm 以上が望ましいとする。 車止めさくを設置する場合、その前後 (道路の歩道等を含む。) に 150cm 角程度の水平部分を設ける。 	140cm とは、車いすが方向転換できる寸法である。

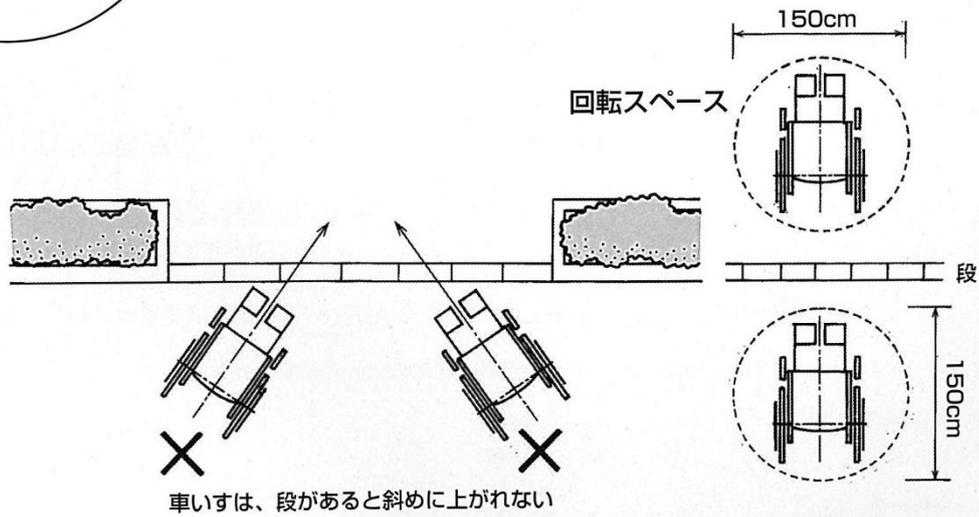
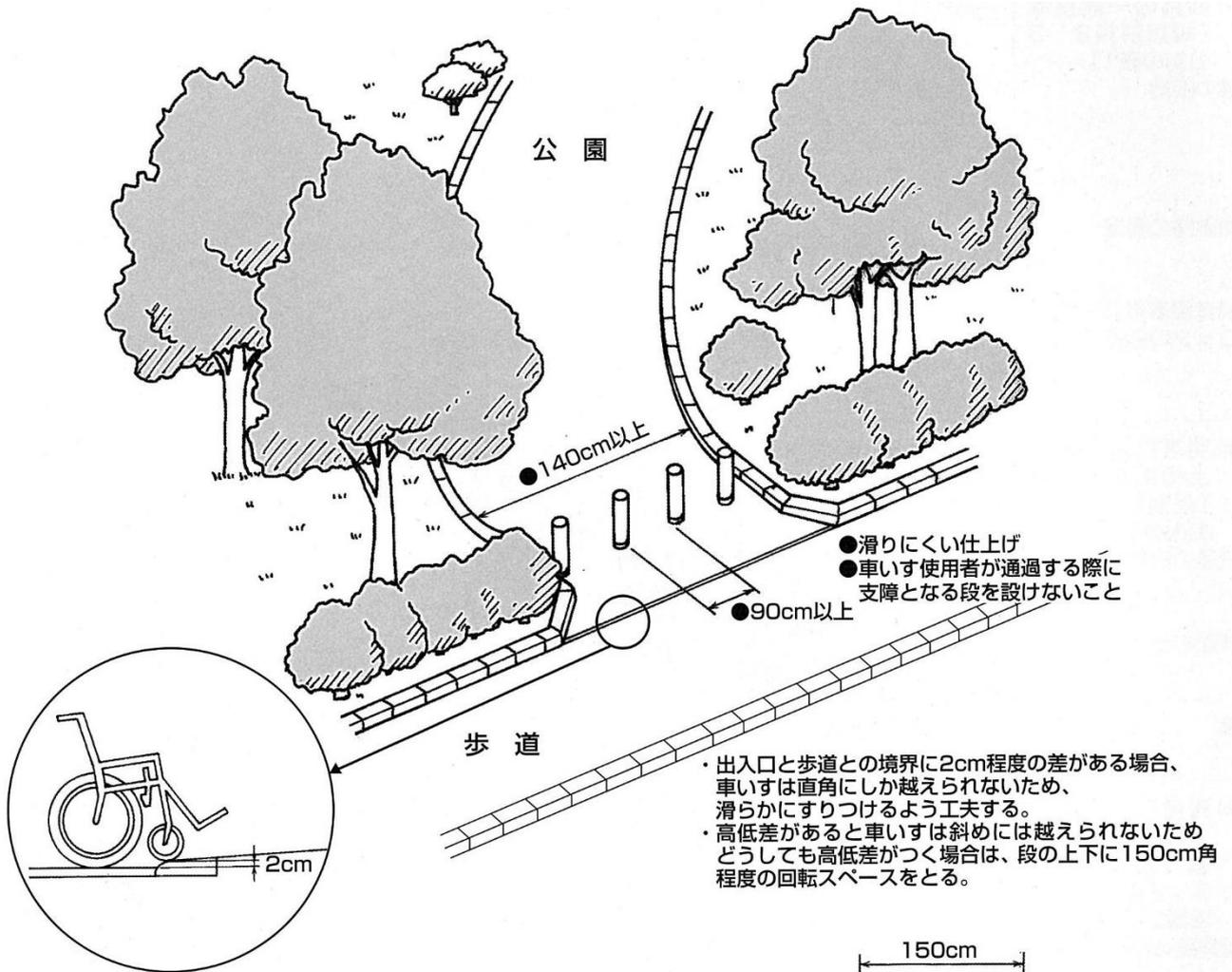
■ 利用円滑化経路とは

□ 公園内の主要な施設までの経路

- ① → : 道からの経路
- ② → : 駐車場からの経路



■ 出入口の整備例

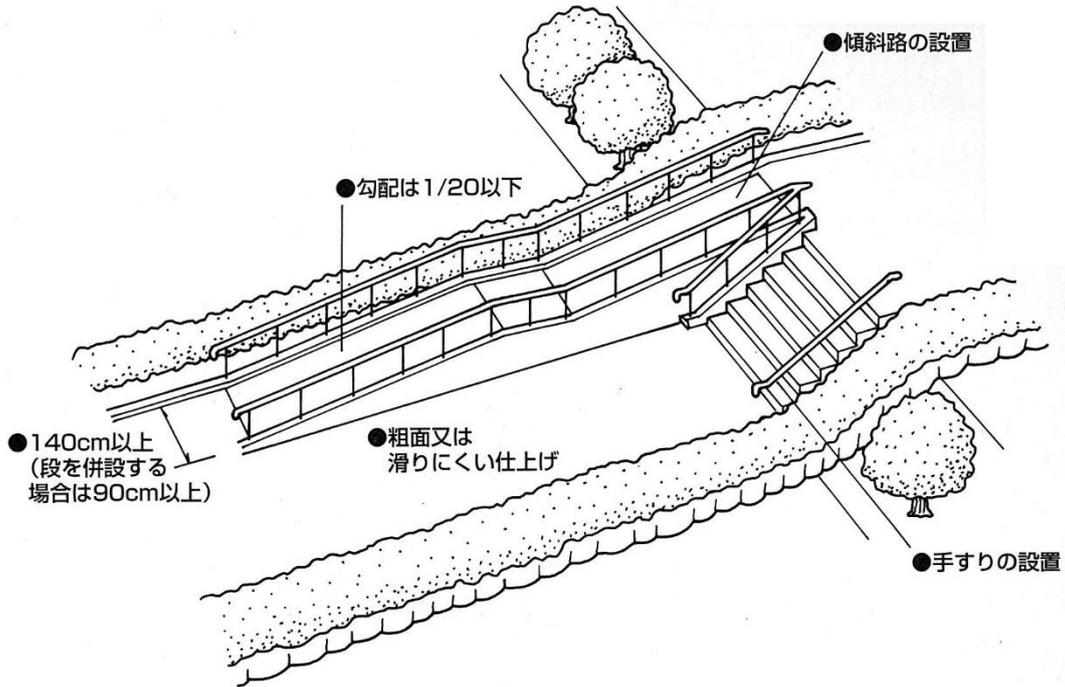


(2) 園路

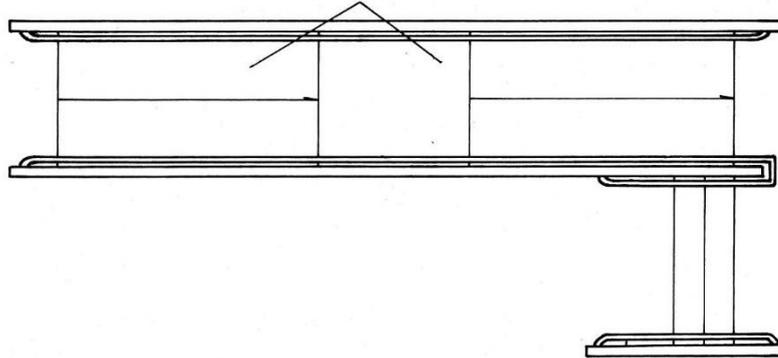
公園の園路は、障がい者、高齢者等すべての人が安全で快適に利用できるように必要な幅員の確保や段差の解消などの配慮を行う。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解 説
(1)園路の一般基準 (規則別表 2 3 公園の表 1) 段の構造 傾斜路の構造 視覚障害者誘導用ブ ロックの敷設	園路は構造とする。 ア 段を設ける場合には、次の構造とすること。(ア) p 78 (「2敷地内の通路」) (1)イの構造とすること。(イ)回り段を設けないこと。 イ 傾斜路を設ける場合には、p 78 (「2 敷地内の通路」) (1)ウの構造とすること。 ウ 視覚障がい者の通行の安全を確保する上で必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。		
(2)利用円滑化経路上 の園路の構造 (規則別表 2 3 公園の表 3の項) 段差の解消 表面の仕上げ 幅	利用円滑化経路を構成する園路は(1)の他、次の構造とする。 ア 利用円滑化経路上には段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合を除く。 イ 表面は、粗面とし、又はぬれでも滑りにくい材料で仕上げること。 ウ 幅は 140cm 以上とすること。		140cm とは、車いすが方向転換できる寸法である。
(2)利用円滑化経路上 の傾斜路の構造 (規則別表 2 3 公園の表 3の項第 2号ウ(ウ)) 傾斜路の幅 その他	エ 利用円滑化経路を構成する傾斜路は、(1)のほか次の構造とする。 (ア)幅は、段に代わるものは 140cm 以上、段を併設するものは 90cm 以上とすること。 (イ) p 78 (「2 敷地内の通路」) (2)-1 イ(ウ)b、c に定めるものとすること。		
排水溝	ウ 排水溝を設ける場合には、杖の脱落、車いすの脱輪等を防止する構造の溝ぶたを設けること。		やむを得ず排水溝を設ける場合の規定であり、基本的には通行動線上に設けな いことが望ましいとする。

■園路に設けられる階段・傾斜路の整備例



傾斜部分と水平部分は明度差の大きい色とする

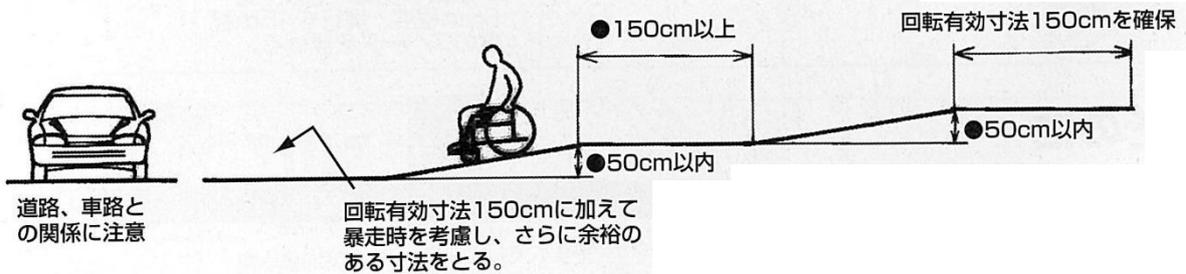


■スロープが長い場合の整備例

スロープが長い場合、踊場を設ける

- ・踊場は車いすが回転できる広さのあることが望ましい。
- ・上りきった水平部分に車いすの転回スペースをとる。
- ・下りきった水平部分には転回スペースはさらに広くとることが望ましい。

●高低差50cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける



回転有効寸法150cmに加えて暴走時を考慮し、さらに余裕のある寸法をとる。

(3) 駐車場（規則別表 2 3 公園の表 2 の項）

駐車場は、車いす使用者が円滑に利用できるように「路外駐車場」の整備基準に準じた整備を行う。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解 説
駐車場の構造	駐車場を設ける場合には、そのうち 1 以上は、P142「路外駐車場」に定める構造とする。		<p>p 142 を参照。 整備基準の概要は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●車いす使用者用駐車施設は、幅 350cm 以上、奥行き 600cm 以上とする。 ●駐車場入口に車いす使用者用駐車施設がある旨の表示、当該部分に車いす使用者用である旨の表示を行う。 ●駐車場入口から車いす使用者用駐車施設への誘導を行う。 ●車いす使用者用駐車施設から建物の出入口に至る通路は、円滑に通行できるよう配慮する。 ●車いす使用者が利用しやすい位置に設ける。

(4) ベンチ及び野外卓（規則別表 2 3 公園の表 4 の項）

障がい者や高齢者等も楽しく公園を利用できるように、ベンチや野外卓等の施設は、円滑に利用できる構造とする。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解 説
ベンチ及び野外卓の設置	必要に応じ、障がい者、高齢者等が円滑に利用できる構造のベンチ及び野外卓を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベンチの座面の高さは 40～45cm 程度とする。 ・ ベンチの両端には、大きめの肘掛けを設ける。 ・ 野外卓を設ける場合には、車いす使用者が円滑に利用できるよう、使用方向に 150cm 以上の水平部を設け、卓の下部に高さ 60～65cm 程度、奥行き 45cm 以上のスペースを設ける。 ・ 複数の車いす使用者が、同時に野外卓を使用する場を考慮し、車いすが卓間を移動できるように、最低 220cm 以上離すことが望ましい。 ・ 水飲み場を設ける場合は、障がい者や高齢者等が円滑に利用できるよう周辺の表面は滑りにくい材料で仕上げる。 	

	<ul style="list-style-type: none"> 水飲み器周辺は、左右から接近できるようスペースを設け、飲み口は上向きとし、高さ 70～80cm とする。 水飲み器の下部に 60～65cm 程度、奥行き 45cm 程度のスペースを設ける。
--	---

(5) その他

整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
	公園に 1 から 5 までに掲げる整備項は目以外の部分を設ける場合において、それぞれ当該部分に対応する 1 建築物の表に規定する整備基準を準用する。		

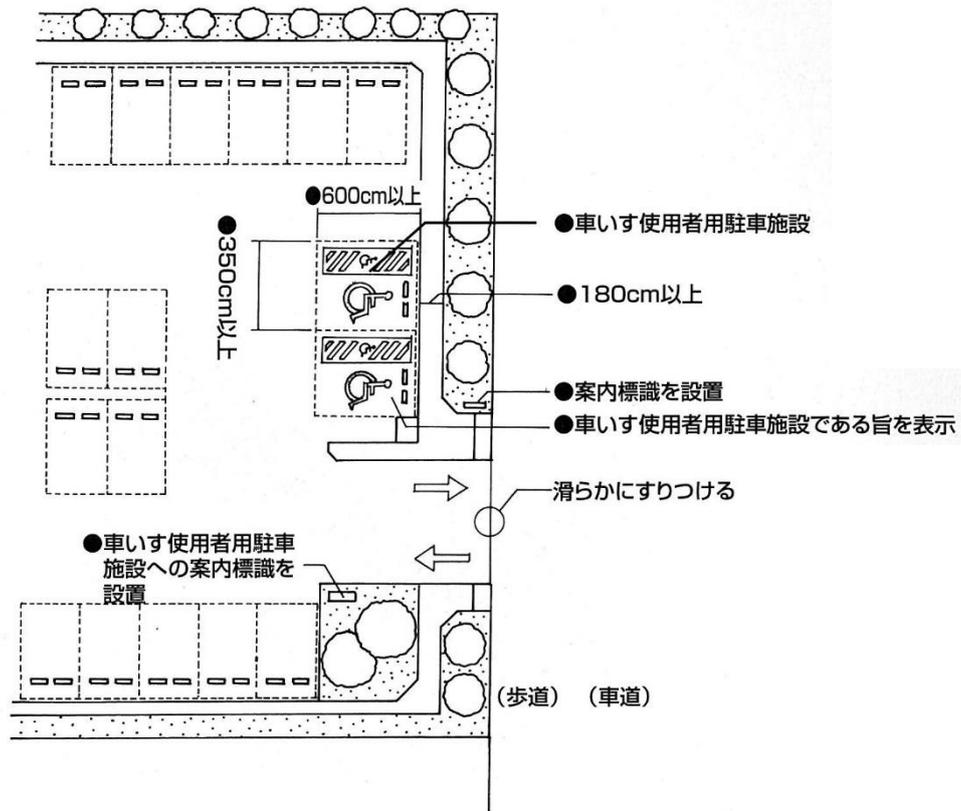
1 2 路外駐車場

路外駐車場（規則別表 2 4 路外駐車場の表）

車いす使用者の移動には、自動車が大きな役割を担っている。そのため、駐車場には、1以上の車いす使用者用駐車区画を確保し、車いす使用車用駐車区画から出入口までの通路は、車いす使用者に配慮した構造とする。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解 説
(1)車いす使用者用 駐車施設の設置	(1) 路外駐車場を設ける場合には、車いす使用者用駐車施設を1以上（駐車施設の総数が100を超える場合は、施設総数の1/100以上）設けること。	<ul style="list-style-type: none"> 全駐車施設数 200 台以下の場合 ⇒ 全駐車台数 ×1/50 以上 全駐車施設数 200 台超過の場合 ⇒ 全駐車台数 ×1/100+2 以上 	
(2)車いす使用者用 駐車施設の構造	(2) (1)の車いす使用者用駐車施設は、次の構造とすること。 ア p98（「9 駐車場」）(2) ア、イに定めるものとする。 イ 歩行者用出入口（歩行者用出入口がない場合にあつては、車両用出入口）から車いす使用者用駐車施設までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。		
(3)誘導	(3) 道路から駐車場へ通ずる出入口付近には、次の内容を積雪等に配慮して見やすい方法により表示すること。 <ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者用駐車施設がある旨 出入口から車いす使用者用駐車施設までの経路 		
(4)段差の解消	(4) (2)イの経路上には、段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合を除く。		
(5)通路の構造	(5) 歩行者用通路は、p78（「2 敷地内の通路」）(1)及び(2)-1イ(ア)、(ウ)に定める構造とすること。	<ul style="list-style-type: none"> 場内には必要に応じ、屋根・ひさし又は消融雪装置を設ける。 	

- 路外駐車場の整備
- 路外駐車場の整備例



■ 車いす使用者用駐車施設の標識の例



■ 駐車場の案内標識の例

